尼崎市立自転車等駐車場指定管理者及び
放置自転車対策業務公募型プロポーザル募集要項

この要項は、尼崎市立自転車等駐車場指定管理者及び放置自転車対策業務にあたり、本市が実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に応募しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項や本件施設に係る指定の申請並びに管理を行うに当たって特に重要な事項を定めるものです。本市指定管理者制度に共通するルール等については「尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「尼崎市指定管理者モニタリング評価の手引き」（以下「手引き」という。）に定めています。

尼崎市立自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 及び尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 23 年尼崎市条例第 28 号。以下「条例」という。）第 19 条（駐車場の管理）の規定に基づき、指定管理者制度を導入しています。

ついては、条例第 20 条（指定管理者の指定の申請）及び第 21 条（指定管理者の選定）に基づき、本件施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「法人等」という。）を応募者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

また、指定管理者として選定された申請者は、放置自転車対策業務（自転車等啓発業務、放置自転車等撤去運搬業務及び自転車等保管返還業務）を委託業務として請け負うこととします。

１．はじめに

尼崎市は、鉄道駅が 13 箇所あるなど、既成市街地として市内外をつなぐ公共交通ネットワークが形成されており、利便性の高いまちです。また、平坦な地形とコンパクトな市域という特徴から、市内の移動は自転車の利用割合が高いことから、都市交通は、鉄道駅周辺の拠点の特性に応じて、公共交通と徒歩や自転車での移動を組み合わせた交通環境を構築するとともに、各拠点を交通ネットワークでつなぐことで、さらなる交通利便性の向上や地域の連携、交流、活動の活性化を目指しています。また、駐輪場の指定管理者に自転車等啓発整理業務、放置自転車等撤去搬送業務、自転車等保管返還等業務の放置自転車対策業務を一体的に委託する取組を平成 27 年度から導入した結果、平成 27 年度放置自転車台数調査結果 1,169 台/日が令和 5 年度では 132 台/日と鉄道駅周辺の放置自転車が大幅に減少するなど、一定の効果がありました。

この一体的委託を令和 7 年度以降も継続するため今回改めて募集を行うもので、これまでの取組を継続するとともに、本市が抱える課題に対して効果的な企画提案を期待します。

駐輪場の指定管理者への一体的な放置自転車対策業務の委託は、単に経済性や効率性を求めるものではなく、更なる放置自転車の削減を目的とし、駅周辺の環境を良好にすることを目指すものです。

また、放置自転車を撤去・保管し、自転車等を放置した方から保管返還費用を収納し、自転車を返還するという一連の業務はクレーム対応が伴う業務で、指定管理者には総合窓口や保管所等において放置自転車の再発防止に向け毅然とした対応をお願いするものです。

２．募集概要

（１） 件 名

尼崎市立自転車等駐車場指定管理者及び放置自転車対策業務

（２） 契約期間（予定）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

この期間は、市議会の議決を経て正式決定

（３） 選定地域区分

選定地域については、東部、西部の 2 地域とする。

地域	鉄道駅		駐輪場名	保管所名
東部	阪急	塚口、園田	阪急塚口駅南	小中島保管所
	ＪＲ	尼崎、塚口、猪名寺	ＪＲ尼崎南、ＪＲ尼崎北	
	阪神	大物、杭瀬	―	
西部	阪急	武庫之荘	武庫之荘駅第 1	水堂保管所
	ＪＲ	立花	立花駅第 1、立花駅第 2、 立花駅第 3、立花駅第 4、 立花駅第 5、立花駅第 6、 立花駅第 7、立花駅南地下	
	阪神	尼崎、出屋敷 センタープール、 武庫川	阪神出屋敷駅北	

（４） 駐輪場施設の概要

駐輪場施設の概要は資料３【尼崎市立自転車等駐車場管理運営業務仕様書】（以下「駐輪場仕様書」という。）を参照してください。

（５） 駐輪場施設の開場時間と営業日

開場時間は、尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例 別表第１に定める時間。営業日は、1 月 1 日から 12 月 31 日とします。

塚口駅南駐輪場については、建て替え工事を予定しており建て替えに伴い施設を休止する予定です。(時期未定) 建て替え後の新駐輪場の運営については、本業務においての契約を適用するかは、現状担保するものではありません。

（６） 管理の基本的な考え方

指定管理者は、本件施設を管理するに当たって、法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って適正に管理を行わなければなりません。

① 本件施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
② 利用者の平等な利用を図ること。
③ 管理運営経費の縮減など効率的な管理に努めること。
④ 個人情報の適正な管理を行うこと。

（７） 市と指定管理者とのパートナーシップ

市と指定管理者は、対話を重ねること及び合意を基調とすることを原則として良好なパートナーシップを形成し、施設の目的及び目標を共有するとともに、互いを尊重し、対等な立場に立って、積極的に互いの強みを生かし合いながら、効果的・効率的かつ適正に取り組みを進めるものとします。

（８） 指定管理者が行う業務内容

① 共通業務【詳細は資料３駐輪場仕様書及び放置対策仕様書を参照】
・問合せ・苦情・要望等対応窓口(コールセンター・ヘルプデスク等)の設置に関すること
・危機管理及び防犯・防災対策に関すること
・研修及び業務の引継ぎに関すること
・その他市長が必要と認める業務に関すること

② 駐輪場管理運営業務【詳細は資料３駐輪場仕様書を参照】
・東部地域、西部地域ごとの駐輪場運営管理業務

③ 自転車等啓発整理業務【詳細は資料３放置対策仕様書を参照】
指定駅周辺での自転車等放置禁止区域内に自転車等を放置しようとする者に対し、啓発整理を行う業務（指定管理業務とは別契約）

④ 放置自転車等撤去運搬業務【詳細は資料３放置対策仕様書を参照】
指定駅での自転車等放置禁止区域内の放置自転車等に対して、本市職員が撤去すべき放置自転車等を特定し、特定した自転車等を市の指定する場所へ撤去・

運搬を行う業務（指定管理業務とは別契約）

⑤ 自転車等保管返還等業務【詳細は資料３放置対策仕様書を参照】

撤去した自転車等を自転車保管所に受入れ、保管及び管理を行い、所有者等へ返還を行う業務（指定管理業務とは別契約）

（９） 遵守する必要がある関係法令

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、本業務を遂行すること。

① 指定管理者制度及び放置自転車対策業に関すること

・地方自治法
・尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び条例施行規則
・尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例及び条例施行規則
・尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン

② 情報、文書に関すること

・個人情報の保護に関する法律
・尼崎市情報公開条例
・尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
・尼崎市公文書の管理等に関する条例
・尼崎市情報セキュリティポリシー

③ 労働に関すること

・労働基準法
・労働安全衛生法
・尼崎市公共調達基本条例

④ 環境に関すること

・環境マネジメントシステムに掲げる各法令等

⑤ 公共施設の維持管理に関すること

・建築基準法
・消防法

⑥ 暴力団に関すること

・尼崎市暴力団排除条例

（１０） 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、市が許可した場合又は駐輪場仕様書及び放置対策仕様書にある市が認める業務については、再委託することができます。

なお、尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団又は同条第 5 号に規定する暴力団員若しくは同条第 7 号に規定するこれらと密接な関係を有す

る者（以下「暴力団等」という。）に委託し、又は請け負わせることはできません。

（１１） モニタリング及び協議等

① モニタリング

指定管理者には、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、本市と指定管理者が協議し必要に応じて定める項目についてモニタリングを行っていただきます。当該意見聴取及び自己点検結果については適宜集約し、本市へ報告してください。

② 協議等

本市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点や課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を行います。会議の頻度や開催方法については、双方協議の上決定することとします。

（１２） 費用負担・経費について

① 受託業務を開始するまでの引継ぎに係る経費は、指定管理者の負担とします。

② リース物件の使用及び経費負担等

ア 定期更新機

駐輪場で使用している定期更新機はリース物件であり、令和 7 年 9 月 30 日までの保守契約及び賃借料は本市が負担します。なお、令和 7 年 10 月 1 日からは、本市の物件となることから、指定管理者にて定期更新機の保守契約を行ってください。

イ 一時駐車券売機

現在使用中の一時駐車券売機は、新札に対応していないことから 4 月 1 日より、指定管理者において一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください。

なお、尼崎市立阪急塚口駅南駐輪場は、従業員による手売りのため、一時駐車券売機は設置していません。導入する機器については、提案書に記載してください。

また、現在、駐輪場で使用している一時駐車券売機は、リース物件であり、令和 7 年 6 月 30 日まで再リース契約を結んでいます。当該機器の保守契約及び賃借料は、本市が負担します。

なお、旧の一時駐車券売機は、令和 7 年 6 月 30 日までリース契約が残るため新券売機の設置場所については、本市と協議してください。

ウ その他

定期更新機及び一時駐車券売機へのキャッシュレス機能追加は、企画提案と

して受付けますが、その際に発生する機器関連費用及び決済手数料は、指定管理者で負担してください。(現在の定期更新機については、現金にのみ対応、導入を求める一時駐車券売機についても現金にのみ対応を基本とする。)

なお、保管所で使用している放置自転車管理システムについてもリース物件ですが、こちらの賃借料については本市の負担とします。

(参考) 定期更新機リース物件詳細 (東部)

種　類	機　　器	設　置　場　所	台数
定　期 更新機	東海技研㈱ CC00AC-TK001	尼崎市立ＪＲ尼崎駅南駐輪場	１台
		尼崎市立ＪＲ尼崎駅北駐輪場	１台
		尼崎市立阪急塚口駅南駐輪場	１台

(参考) 定期更新機リース物件詳細 (西部)

種　類	機　　器	設　置　場　所	台数
定　期 更新機	東海技研㈱ CC00AC-TK001	尼崎市立立花駅第１駐輪場	１台
		尼崎市立立花駅南地下駐輪場	１台
		尼崎市立武庫之荘駅第１駐輪場	１台

(参考) 一時駐車券売機 (東部)

種　類	機　　器	設　置　場　所	台数
一　時 駐　車 券売機	芝浦自販機㈱ KB-172NNS	尼崎市立ＪＲ尼崎駅南駐輪場	２台
		尼崎市立ＪＲ尼崎駅北駐輪場	２台

(参考) 一時駐車券売機 (西部)

種　類	機　　器	設　置　場　所	台数
一　時 駐　車 券売機	芝浦自販機㈱ KB-172NNS	尼崎市立立花駅第１駐輪場	１台
		尼崎市立立花駅第２駐輪場	１台
		尼崎市立立花駅第３駐輪場	１台
		尼崎市立立花駅南地下駐輪場	２台
		尼崎市立武庫之荘駅第１駐輪場	２台

③ 修繕に要する費用

駐輪場の修繕は、事前に市と協議（緊急修繕は除く）のうえ市が依頼し、修繕を実施し、修繕後にその内容等を市に報告してください。その費用については指定管理者が負担しますが、管理委託料とは別に年度協定で定めた支払方法等に基づきその実費相当（予算内の範囲）を市が指定管理者に支払います。

④ 管理業務に係る経費

本件は、収受代行制であることから駐輪場において徴収した施設の利用に係る使用料を本件施設に係る管理業務に要する経費に充てることはできません。

徴収した使用料については、別に年度協定で定めた支払方法等に基づき指定管

理者が本市へ納付することとします。

⑤ 委託料

駐輪場の委託料については、別に年度協定で定めた支払方法等に基づき市が指定管理者に支払います。

⑥ 放置自転車対策業務にかかる契約保証金

放置自転車対策業務については、契約を締結する際に、尼崎市契約規則第 32 条の各号に該当しない場合は、契約保証金を納付することとします。

（１３） 提案上限額

指定管理者が行う業務に係る費用（提案上限額）は、次の地域ごとに規定する金額を上限とし、5 年間分の費用を算出し、消費税及び地方消費税を含んだ金額を提案してください。

なお、各年度の管理委託料は、提案額を基本に予算の範囲内で別途協議し、その支払方法等と合わせて会計年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）及び契約で定めます。また、指定期間である 5 年間の費用算定に係る消費税及び地方消費税については、10 パーセントの統一税率で試算してください。

また、各年度と各施設の費用がわかる内訳表（様式 7）をあわせて提出してください。

阪急塚口駅南駐輪場の建て替えに伴い、施設が休止する場合、阪急塚口駅南駐輪場休止期間については、提案時に記載された阪急塚口駅南駐輪場の費用を差し引いた額を委託料として支払います。

ア　東部　提案上限額　905,165,000 円/5 年（消費税及び地方消費税含む）

【東部　参考金額】

区 分	金 額（円）/5 年
指定管理業務	532,460,000
放置自転車対策業務	372,705,000
合計	905,165,000
区 分	金 額（円）/年
指定管理業務	106,492,000
放置自転車対策業務	74,541,000
合計	181,033,000

※提案上限額については、一定の物価上昇を考慮しており
単年度の金額は、5 年間の中間年である 3 年目の金額です。

イ　西部　提案上限額　1,323,980,000/5 年（消費税及び地方消費税含む）

【西部　参考金額】

区 分	金 額（円）/5 年
指定管理業務	1,017,765,000
放置自転車対策業務	306,215,000
合計	1,323,980,000
区 分	金 額（円）/年
指定管理業務	203,553,000
放置自転車対策業務	61,243,000
合計	264,796,000

※提案上限額については、一定の物価上昇を考慮しており
単年度の金額は、5 年間の中間年である 3 年目の金額です。

（１４） 業務内容として盛り込む新たな項目

今回の募集の際に業務内容として次の項目を盛り込みます。

① 子供乗せ電動アシスト自転車の受け入れ体制の強化

子供乗せ電動アシスト自転車の大型化により、既存の駐輪施設では駐輪できないなどの課題を抱えているため、必ず各施設に受け入れができるスペースの確保を行ってください。

② 定期新規受付の 24 時間受付

現在、定期券の新規受付については指定管理者が電話か窓口での受付を行っていますが、今回の業務期間からは、電子メール等を活用した定期の 24 時間受付を実施してください。

（１５） 尼崎市シェアサイクル事業への協力

尼崎市においては、将来を見据えた交通のあり方を再構築し、様々な分野とつなぎ、連携を図りつつ取組を進めるため、尼崎市総合交通計画を策定し様々な施策を展開していくこととしております。その取組のひとつとして、新たなモビリティの一つとして平成 30 年 12 月から令和 2 年 3 月まで、シェアサイクルの「実証実験」を実施した結果、本市の自転車のまちづくりに資するという結論に至り、地域交通としての効果や観光施策の展開、地域経済の活性化、温

室効果ガスによる地球環境負荷の低減及び放置自転車の防止等を期待し、令和3年度以降は、本市とOpenStreet株式会社が共同でシェアサイクル事業(期間:令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)を実施しております。

ついては、更なる事業推進の取組として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの１年間（令和8年4月以降は未定)、各駐輪場内にシェアサイクルポートを設置した実証実験を行うので（設置台数は下表参照）事業提案に際しては、シェアサイクルポート設置スペースを除外した施設全体でのご提案をお願いいたします。なお、原則、シェアサイクル事業に関するトラブルや利用者対応については、OpenStreet株式会社で対応することとしておりますが、利用者に対するポート場所への案内や利用説明書置き場への誘導は業務に支障のない範囲で結構ですのでご協力をお願いいたします。指定管理業務に支障がある場合は、本市およびOpenStreet株式会社と協議を行い、業務に支障となっている問題が改善されない場合、実験を中止することもあります。

事業内容説明 本市HP

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kuruma/zitensya/1019840/1024271.html

駐輪場名	設置台数	備考
尼崎市立立花駅第３駐輪場	10台程度	自主事業の提案内容によっては協議により、設置台数を調整します。
尼崎市立立花駅第４駐輪場	15台程度	
尼崎市立立花駅南地下駐輪場	10台程度	
尼崎市立武庫之荘駅第１駐輪場	10台程度	
尼崎市立出屋敷駅北駐輪場	30台程度	
尼崎市立ＪＲ尼崎駅南駐輪場	10台程度	
尼崎市立ＪＲ尼崎駅北駐輪場	10台程度	

※サイクルポートの設置個所については資料５の設置箇所図を参照。

（１６） 自主事業

指定管理者は、自らの費用（提案委託料には含まない）と責任において管理業務に支障を及ぼすことのない範囲で、本件施設の設置目的に合致する事業(以下「自主事業」という。）を市と協議を行ったうえで実施することができます。実施にあたっては、企画提案書にその計画内容を記載し、毎年度、市と協議をしたうえで許可を得る必要があります。

なお、その収入は、指定管理者のものとなり、市は責任及び費用を一切負いません。また、施設を使用する場合は使用料が発生する場合があります。

（１７） リスク分担について

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集時に関するリスク	募集要項（仕様書を含む）の誤りや不備に基づいて必要となった費用及び損害	●	
法令等変更に関するリスク	指定管理者制度に係る法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	●	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少（最低賃金の変動による経費増加を含む）	両者協議	
	消費税の変更に伴う、指定管理料の増減	●	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	●	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		●
利用者及び第三者への賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）		●
	上記以外の理由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等のリスク	市の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害		●
	上記以外の理由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害（自然災害、大規模な景気変動、第三者の要因等の不可抗力など）	両者協議	
施設等損傷のリスク	経年劣化等で新たに補修や更新が必要な場合の経費	●	
	市の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害		●
	上記以外の理由により被った、市が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）	●	

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
	上記以外の理由により被った当該施設管理業務に資する指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）		●
性能のリスク	指定管理者が実施する業務内容が、自治体の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		●
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		●
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の取消しにおける原状回復に係る費用		●

３．応募資格等

（１） 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は次のすべての要件を満たすものとします。

また、選定委員会において指定管理者として選定されてから指定期間が始まるまでの間に辞退を申し出た者又は指定期間開始日から当該指定期間が満了するまでの間に指定処分の取消を受けた者は、その事案が発生した年度及び直近年度に実施される当該施設及び類似施設※1 の公募には応募できないことから確認すること。

※１ 類似施設一覧

レクリエーション・スポーツ施設	青少年体育道場、尼崎城址公園、中央公園、庄下川東広場、記念公園、有料公園（橘・小田南・西向島・猪名川・魚つり）、魚釣施設（駐車場含む）、社会体育施設（地区体育館・屋内プール）
基盤施設	弥生ケ丘斎場、尼崎市墓園、市営住宅、阪神尼崎駅前駐車場、城内地区駐車場、自転車駐車場
文教施設	生涯学習プラザ、園田東会館、女性・勤労婦人センター、地域総合センター（分館含む）、青少年いこいの家、美方高原自然の家、北図書館
社会福祉施設	総合老人福祉センター、老人福祉センター、あこや学園、たじかの園、身体障害者デイサービスセンター、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、すこやかプラザ、尼崎学園、ユース交流センター

① 法人その他の団体（以下「法人等」という。ただし、法人格の有無を問わない以下同じ。）で、指定期間中、本件施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できると認められる者。ただし、契約を締結する能力を有しない法人等を除きます。なお、複数の法人等によって構成される団体（以下「共同事業体等」という。）は、可とします。

② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者
③ 尼崎市から入札参加停止措置を受けていない者
④ 政治的活動又は宗教的活動を行うことを目的として設立された法人等でない者
⑤ 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けていない法人等
⑥ 破産手続き開始決定の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これらに類する手続等がなされていない者
⑦ 法人税、消費税、地方消費税、主たる事業所の所在する自治体の市町村税、水道料金又は下水道料金等を滞納していない者（法人等又はその代表者に適用）
⑧ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第 7 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（以下「暴力団等」という。）でない者
⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれにも該当しない者
⑩ 適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）として登録している者

（２） 共同事業体等によるグループで応募する際の留意事項
① 構成団体が全て上記の欠格要件に該当しないこと。
② 代表の法人等を定めること。
③ グループで応募する法人等の名称は構成団体名に共同事業体をつけること。
（例→㈱Ａ・㈱Ｂ共同事業体）
④ 単独で応募した法人等は、他のグループの構成団体になることはできない。
⑤ グループで応募した法人等は、単独で応募することはできない。
⑥ 同時に複数のグループの構成団体になることはできない。
⑦ 応募後の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めない。

（３） その他の応募する際の留意事項
① 東部、西部の両地域に応募することは可能だが、同一の法人等（共同事業体を含む。）が同時に両地域の指定管理者には選定されない。
② 指定管理者は、西部、東部の順に選定する。
③ 西部の指定管理者に選定された法人等は、東部の選定対象から除外する。

４．事業者選定の概要

市は、公募型プロポーザル方式による選定にあたり、中立かつ公正な審査を目的とした、尼崎市立自転車等駐車場指定管理者及び放置自転車対策業務事業者選定委員会（以

下、「選定委員会」という。）を設置し、募集要項等に基づく各種書類の提出を応募者に求め、評価し、審査を行い、受託候補者を特定します。なお、選定委員会は非公開とします。

（1） 事業者選定スケジュール

項目	日程
募集開始（公示）	令和6年7月29日
参加表明書の提出期限	令和6年8月9日
質問書の提出期限	令和6年8月19日
質問書の回答	令和6年8月30日
応募書類受付開始	令和6年9月2日
応募書類提出期限	令和6年9月27日
業務提案審査	令和6年10月上旬
選定結果通知	令和6年10月中旬
仮基本協定書締結	令和6年10月中旬

（2） 施設現地見学会の開催

応募を予定する法人等を対象に次のとおり施設現地見学会を開催します。

① 申込方法

参加にあたっては、事前に必ず４（３）のメールアドレスにＥメールにて以下の事項について記載（様式は問わない。）の上、②に定める期間内に送信すること。

（記載事項） 法人等の名称、参加予定人数、氏名（１法人等につき２名（共同事業体で応募する場合においても１グループ２名）までとする。）、希望する日時、施設名称、連絡先等。

なお、応募状況により希望する日時と異なる日時になる場合があります。下表の開催時間に本市職員による説明を行います。

② 申込期間

令和6年7月29日～8月5日午後5時まで

月日	開催時間	駐輪場名	集合場所
8月7日	9時00分～10時00分	武庫之荘駅第1駐輪場	武庫之荘駅第1駐輪場管理事務所
	10時30分～12時00分	立花駅南地下駐輪場	立花駅南地下駐輪場管理事務所
	13時30分～14時00分	出屋敷駅北駐輪場	出屋敷駅北駐輪場管理事務所

月日	開催時間	駐輪場名	集合場所
8月7日	14時30分～15時30分	JR尼崎南駐輪場	JR尼崎南駐輪場 管理事務所
	16時00分～17時00分	阪急塚口駅南駐輪場	阪急塚口駅南駐輪場 管理事務所
	15時00分～16時00分	水堂保管所	水堂保管所 管理事務所
	16時30分～17時30分	小中島保管所	小中島保管所 管理事務所
8月8日	9時00分～10時00分	武庫之荘駅第1駐輪場	武庫之荘駅第1駐輪場 管理事務所
	10時30分～12時00分	立花駅南地下駐輪場	立花駅南地下駐輪場 管理事務所
	13時30分～14時00分	出屋敷駅北駐輪場	出屋敷駅北駐輪場 管理事務所
	14時30分～15時30分	JR尼崎南駐輪場	JR尼崎南駐輪場 管理事務所
	16時00分～17時00分	阪急塚口駅南駐輪場	阪急塚口駅南駐輪場 管理事務所
	15時00分～16時00分	水堂保管所	水堂保管所 管理事務所
	16時30分～17時30分	小中島保管所	小中島保管所 管理事務所

・開始時間は遅れることがあります。ご了承ください。

・見学会不参加の場合でも応募可能です。

・参加人数は、1法人につき2名までとします。（共同事業体等のグループで応募される場合においても、1グループにつき2名までとします。）

・本募集要項及び別添資料等は各自で用意してください。

・見学会開催中は施設に関する質問のみ受け付けます。募集要項等に関する質問は（4）に記載の質問受付方法にて受け付けます。（見学会では受け付けません。）

・見学対象の駐輪場については、設定日以外の見学はご遠慮ください。

（3） 参加表明書の提出について

本プロポーザルの参加にあたっては、期限内に参加表明書（様式 1）を PDF もしくは Docuworks 形式で E メールにて提出ください。(到着確認を必ずしてください)FAX、電話、来庁の場合は受け付けません。参加表明書の提出がない場合、申請は受け付けません。そのため、必ず②の到着確認先に電話で到着確認をしてください。

また、参加表明書提出後、参加を辞退する場合は参加辞退届（様式 4）を提出してください。件名は、下記のとおりとします。

（ 件名：【送付】参加表明書 ●●株式会社
E-mail: ama-kotuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp ）

① 参加表明書の受付期間
令和 6 年 7 月 29 日午前 9 時から令和 6 年 8 月 9 日午後 5 時まで

② 到着確認先及び確認時間
都市整備局 土木部 道路課　電話 06-6489-6480
上記期間中の土曜日・日曜日を除く午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時の間を除く。）

（4） 質問事項の受付及び回答

① 質問事項の受付
募集要項等に関する質問については、令和 6 年 8 月 19 日午後 5 時までに質問票（様式 5）を E メールにて送信してください。FAX、電話、来庁での質問は受付しません。件名は、下記のとおりとします。

（ 件名：【送付】質問票 ●●株式会社
E-mail: ama-kotuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp ）

② 質問の受付期間
令和 6 年 7 月 29 日から令和 6 年 8 月 19 日午後 5 時まで

③ 質問事項の回答等
所定の様式により期限内に送付された質問については、回答作成が完了次第順次、ホームページ上で公開を予定しております。なお、最終回答期限は、令和 6 年 8 月 30 日（金）とします。提出期限後に寄せられた質問については、原則として回答はおこないません。
また、本件募集と関係のない質問や市政一般に関する質問にはお答えしません。

（5） 提出書類

申請に当たっては、次の資料（共同事業体等においては、No.2 から No.9 は、全て

の構成団体に係る資料）を提出してください。

なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。また、提出のあった書類は、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

【注意事項】

申請しようとする法人等は、次にあげる全ての書類について正１部、副７部（副は複写可）の計８部を揃えて、持参により提出してください。

また、申請書類については、選定委員会での審査資料となりますので必ず１部ずつ紙ファイルもしくはチューブファイルに綴じ、正 1 部についてはファイル表面及び背表紙に応募者名を明記した上で提出ください。（副７部については応募者名を記載しないでください。）

なお、指定管理予定者の選定は、その過程において恣意性が働かないよう申請者名については匿名により行われます。

そのため、副７部の審査書類内に、応募者の商号または名称、代表者氏名など応募者が類推できるものについては、黒塗りや白抜きにするなど匿名化を行ってください。（表紙や書類のヘッダー、フッター部分も含む。）

提出された書類に応募者名が類推できると本市が判断した場合、匿名化の処置を行う場合があります。

次表にあげる書類の内 13 番、14 番、15 番の書類については、データおよびスキャンデータを CD-R または DVD-R にコピーし書類とともに提出してください。(15 番については、書類とマイクロソフト EXCEL データ形式で必ず提出すること。)

企画提案書は、用紙サイズは、A４版とし、表・中・裏表紙、目次を除き 原則として 40 頁以内にまとめること。文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

No.	提出書類	注意事項	様式
1	指定管理者指定申請書 （暴力団等に該当しない旨等の誓約含む）		2
2	定款又は寄附行為及び登記事項証明書※		証明書
3	役員の名簿及び履歴書		任意
4	法人等の事業計画書及び収支予算書※	指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）のもの。	任意

No.	提出書類	注意事項	様式
5	法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表※	申請年度の前年度のもの。ただし、申請年度に設立された法人等を除く。	任意
6	申請年度における財産目録※		任意
7	組織及び運営に関する事項を記載した、法人等の概要書等の書類		任意
8	法人税、消費税及び地方消費税並びに主たる事業所の所在する市町村の市町村税を滞納していないことを証する書類	非課税の場合は、それに代わる書類 直近１年間分	証明書
9	主たる事業所の所在する市町村の水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類		証明書
10	共同事業体の代表団体及び構成団体を記載した資料	共同事業体等構成届出書	3
11	共同事業体間における管理業務の分担等を定めた協定書		協定書
12	事業計画書	東部、西部両地域に応募する場合は、それぞれの事業計画書を提出すること。 記載項目は、基本協定書(案)の基本事業計画書を参照してください。	任意
13	企画提案書	東部、西部両地域に応募する場合は、それぞれの企画提案書を提出すること。	6
14	提案額内訳表	各年度、各施設の内訳表	7
15	その他審査に必要な書類		

※印の事項について、法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類を可とする。

（６） 書類等の受付、提出先

応募に関する提出書類については、次の受付期間内に受付場所へ持参してください。

受付期間	令和６年９月２日から令和６年９月 27 日午後５時まで （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
受付時間	午前：午前９時から正午まで 午後：午後１時から午後５時まで
受付場所	尼崎市都市整備局　土木部　道路課 （尼崎市役所本庁舎北館６階）

（７） 指定管理者に期待する事項

尼崎市立自転車等駐車場の設置目的を達成するとともに、市が抱える課題に対してより効果的、効率的な運営を行うための具体的な提案を求めます。

（市が抱える課題）

● 子育て世代への支援

子供乗せ電動アシスト自転車の大型化により、既存の駐輪施設では駐輪できないなどの課題を抱えております。駐輪機ではない区画を活用するなど対策を講じていますが、全施設対象に子育て世代がより便利に活用できるような提案を求めます。（例：優先スペースの確保、バッテリー充電サービスなど）

● 定期新規受付・更新のさらなる利便性の向上

現在、定期券の新規受付については、指定管理者が電話か窓口での受付を行っており、今回の業務期間からは、電子メール等を活用した定期の 24 時間受付を仕様として追加しておりますが、さらに IT 機器の活用を踏まえた、より利用者の利便性を向上するような提案を求めます。

● 各施設の効率的な活用

現在、武庫之荘駅第１駐輪場などは、稼働率が高く、定期待ちの需要もあるため駐輪台数の増強が課題となっています。また、出屋敷駅北駐輪場などは稼働率が低く稼働していないスペースの活用や稼働率を向上させることが課題となっています。こうした各施設の課題に対応した効率的な駐輪場活用の提案を求めます。（スペースの活用については、自主事業としての提案でも可能。ただし、シェアサイクルについては、本市が実験することから提案は、認めない。）

駐輪場名	課題
武庫之荘駅第 1 駐輪場	稼働率高、定期需要高 収容台数の増台
立花駅第 1～7 駐輪場 立花駅南地下駐輪場	2 段ラック上段の活用 スペースの活用や稼働率の向上
出屋敷駅北駐輪場	稼働率低 スペースの活用や稼働率の向上
ＪＲ尼崎南駐輪場 ＪＲ尼崎北駐輪場	駐輪ラックの老朽化 2 段ラック上段の活用 スペースの活用や稼働率の向上
阪急塚口駅南駐輪場	施設全体の老朽化

● 自転車のシェアリング（レンタサイクル、シェアサイクル）の推進

本市では、尼崎市総合交通計画の中で「自転車を所有せず、必要なときだけ利用する」意識や行動の定着のため、自転車のシェアリングを推進しています。シェアサイクルについては、今回実験を実施しますが、レンタサイクルについても、自転車を共有利用することで駐輪場スペースの有効活用にもつながることからシェアリングの推進を図る提案を求めます。（実施される場合は自主事業扱いとなります。）

（例）2 段ラック上段を活用したサブスクリプションサービス

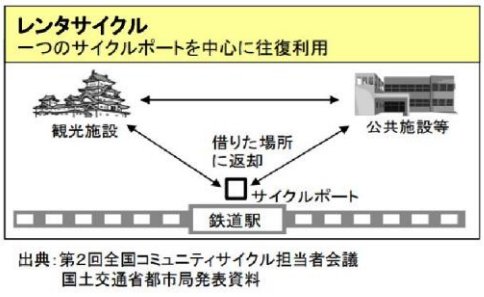

出典：第2回全国コミュニティサイクル担当者会議
国土交通省都市局発表資料

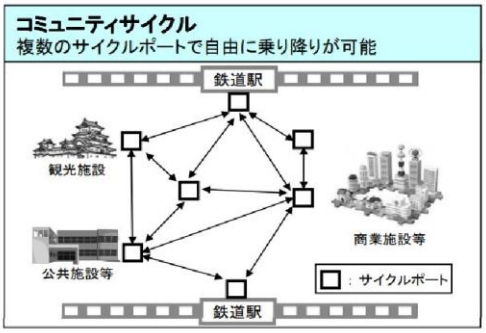

● 修繕計画の策定

各駐輪場における老朽化した設備等について、その修繕の多くを事後保全により実施しているという課題があるため、業務期間内で担当地域に関する施設の状況を把握し効率的な修繕を図るよう、修繕計画の策定に関する提案を求めます。

● 放置自転車問題の解決

平成 27 年度から駐輪場業務と放置自転車対策業務の一括委託を始めたことにより、駅周辺の放置自転車は激減しましたが、まだ問題解決には至っていません。土日祝日及び夜間の放置自転車は特に多く、平日の昼間を上回る状況であるなどの課題を抱えています。効果的な撤去・啓発を行い、より状況を好転させるような提案を求めます。

５．選定方法及び審査基準

（１） 選定方法

次の審査基準に基づき、尼崎市立自転車等駐車場指定管理者及び放置自転車対策業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション形式）により選定します。なお、面接審査（プレゼンテーション形式）の発表者（説明者）については、業務を担当する担当者（基本事業計画書の従業員名簿記載予定者もしくは、今回提出資料の役員名簿記載の者）が実施してください。

面接審査の実施時期は 10 月上旬頃を予定しており、日時、場所、出席人数等については、追って通知します。

（２） 審査基準

選定委員会は、次の基準を基調として、別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査します。

① 市民の平等な利用が確保されること。
② 本件施設の効用を最大限に発揮させること。
③ 本件施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
④ 本件施設の管理を安定して行う能力を有していること。

（３） 配点表

区分	審査基準 （条例規定項目）	配点	審査項目	審査の視点
1	市民の平等な利用が確保されるものであるか。 （設置管理条例第2条）	20点	【企画提案書No.1】 地元団体との連携及び放置対策の向上	**【指定管理業務及び放置自転車対策】** ・アクセシビリティの考え方 （評価ポイント）⇒はじめての利用者でも、入りやすい対応としているか。
				【放置自転車対策】 ・地元団体などとの連携 （評価ポイント）⇒他地区受託業者、周辺店舗や地元団体などと協力体制がとれる提案となっているか。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。【有効性】 （設置管理条例第2条）	275点	【企画提案書No.2】 施設の現状に対する考え方及び将来の方向性について	**【指定管理業務】** ・施設の現状認識および今後の方向性 （評価ポイント）⇒他自治体などの事例や本市の施設の現状を踏まえた 今後の方向性の具体的な提案や取組が提案されているか。
			【企画提案書No.3】 指定管理施設の運営に関する具体的な提案	**【指定管理業務】** ・子供乗せ電動アシスト自転車の受け入れ体制の強化や子育て世代への支援 (評価ポイント)⇒標準仕様の各施設に受け入れスペースの提案がされているか。 更なる子育て世代への支援対策の提案がされているか。
				【指定管理業務】 ・定期券受付事務の効率化 (評価ポイント)⇒標準仕様の定期券の24時間受付提案がされているか。 更なる定期券受付の利便性向上提案がされているか。
				【指定管理業務】 ・自転車のシェアリングの推進 (評価ポイント)⇒シェアリング推進の提案があるか
				【指定管理業務】 ・修繕計画の策定 (評価ポイント)⇒修繕計画策定の提案があるか
				【指定管理業務】 ・各施設の効率的な活用 (評価ポイント)⇒各施設の課題を踏まえた効率的な提案がされているか。
				【指定管理業務】 ・その他、課題の解決以外の利便性向上や利用促進 (評価ポイント)⇒その他、利便性向上や利用促進の提案があるか
		175点	【企画提案書No.4】 放置自転車の現状に対する考え方及び将来の方向性について	**【指定管理業務】** ・放置自転車の現状認識および今後の取り組みの方向性 （評価ポイント）⇒他自治体などの事例や本市の放置自転車の現状を踏まえた 今後の方向性の具体的な提案や取組が提案されているか。
			【企画提案書No.5】 放置抑制につながる啓発整理の取組	**【放置自転車対策】** ・放置者に対する効果的な啓発への取り組み (評価ポイント)⇒従来の声掛け以外に工夫された方法となっているか。
				【放置自転車対策】 ・駅周辺の商店街や店舗等に対する放置自転車防止啓発への取り組み (評価ポイント)⇒店舗等に放置自転車防止に関する考え方の理解をどのように得るか。
				【放置自転車対策】 ・平日以外の放置自転車に対して、平日とは違った効果的な啓発方法 (評価ポイント)⇒土曜日、日曜日、祝日、夜間の啓発の取り組み
				【放置自転車対策】 ・その他の柔軟な発想による効果的な放置自転車の啓発方法の具体的内容 (評価ポイント)⇒SNS発信など仕様書にとらわれない独自の発想があるか。
			【企画提案No.6】 放置抑制につながる放置自転車撤去の取組	**【放置自転車対策】** ・駅ごとの特性に応じた放置自転車等の効果的な撤去回数 (評価ポイント)⇒基本撤去回数以外に提案があるか。
				【放置自転車対策】 ・商業者との連携など商店街等での撤去方法の考え方 (評価ポイント)⇒店舗利用者の「ちょい置き」の放置自転車に対する啓発及び撤去方法
				【放置自転車対策】 ・平日以外の放置自転車に対して、平日とは違った効果的な撤去方法 (評価ポイント)⇒土曜日、日曜日、祝日、夜間の撤去の取り組み
				【放置自転車対策】 ・その他の柔軟な発想による効果的な放置自転車の撤去方法の具体的内容 (評価ポイント)⇒仕様書にとらわれない独自の発想があるか。
			【企画提案No.7】 撤去自転車の返還に対する取組	**【放置自転車対策】** ・保管返還業務の要望苦情に対する対応や不当要求に対する対応方法 (評価ポイント)⇒マニュアル整備や研修体制がとられているか
				【放置自転車対策】 ・保管所の防犯対策に対する考え方について具体的内容 (評価ポイント)⇒現金の取扱い方法や侵入者に対する防犯対策がとられているか
				【放置自転車対策】 ・夜間撤去時の返還と搬入の重複時の対応策 (評価ポイント)⇒重複時の業務が滞らないような工夫が提案されているかどうか

3	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。【効率性】 （設置管理条例第24条）	70点	【企画提案書No.8】 管理運営経費及び人員配置や賃金に対する考え方	**【指定管理及び放置自転車対策】** ・提案額に基づく評価 【計算方法】:配点×（応募団体中の最低提示金額）／（提案団体の提示金額） (評価ポイント)⇒上限額を超えた場合は失格
				【指定管理業務】 ・委託料の配分（委託上限額を上回る提案額の場合は失格） (評価ポイント)⇒費用配分が年度ごと及び業務ごとにバランスよく配分されているか。
				【指定管理業務】 ・配置人員 (評価ポイント)⇒現行の配置人員と比較して適切な従業員の配分となっているか。機械等の導入による人員数減提案があるか。
				【指定管理業務】 ・雇用予定者の総人数及び賃金等の条件（兵庫県最低賃金を1,001円を下回る場合は失格） (評価ポイント)⇒賃金が著しく低額ではないか。最低賃金が確保されているか
				【指定管理業務】 ・委託提案額、人員配置、雇用及び賃金に関する具体的な意見 (評価ポイント)⇒委託提案額、人員配置、雇用及び賃金に関する効率的な考え方があるか。
				【指定管理及び放置自転車対策】 ・業務実績 (評価ポイント)⇒各業務または一体的委託について、受託した実績があるか。
				【指定管理及び放置自転車対策】 ・従業員の引継ぎ (評価ポイント)⇒現在従事している従業員が、新たに指定された法人等で、令和7年4月1日以降も引き続き従事を希望した場合において、受け入れが可能か。（受け入れ可能割合）
				【指定管理及び放置自転車対策】 ・環境への配慮 (評価ポイント)⇒環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、省エネルギー等具体的に提案されているか
				【指定管理及び放置自転車対策】 ・感染症防止対策 (評価ポイント)⇒．業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されているか
				【指定管理及び放置自転車対策】 ・社会的課題解決に資する取組（※）を推進するための提案又はすでに取組がなされているか (評価ポイント)⇒コンプライアンスに取り組んでいるか。事業者として社会に貢献しているか。
				【指定管理及び放置自転車対策】 ・財務状況 （提出書類「(7)法人等の直近3か年の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等の確認） (評価ポイント)⇒健全な財務状況であるか。安定して5年間業務遂行できるか。
4	施設の管理を安定して行う能力を有しているものであるか。【適正性】 （設置管理条例第24条）	30点	【企画提案書No.9】 事故・防犯・災害時等に対する取組	**【指定管理及び放置自転車対策】** ・緊急時の体制 (評価ポイント)⇒災害や火災などが発生した場合において、駐輪場利用者や従業員などの避難誘導、安全確保の体制や災害マニュアルなどについて具体的に提案されているか
				【指定管理及び放置自転車対策】 ・駐輪場及び保管所での防犯対策 (評価ポイント)⇒警備システムや夜間巡回などの防犯対策が具体的に提案されているか
				【指定管理及び放置自転車対策】 ・災害や火災など緊急時における連絡体制 (評価ポイント)⇒緊急時に適切な対応ができる連絡体制となっているか。
			【企画提案書No.10】 従事者に対する人材育成及び苦情など市民対応に対する考え方	**【指定管理及び放置自転車対策】** ・各業務に携わる従業員の研修 (評価ポイント)⇒回数、研修内容による、従業員の資質向上に努めているか。
				【指定管理及び放置自転車対策】 ・指定管理者選定後から業務開始までの引継ぎ体制 (評価ポイント)⇒駐輪場利用者に配慮した引継ぎ体制となっているか。
				【指定管理及び放置自転車対策業務】 ・利用者への対応 (評価ポイント)⇒総合案内窓口やコールセンターの設置など、市民からの問い合わせや苦情、要望等へ対応体制の構築について具体的な考え方従業員不在時においても、駐輪場利用者の利便性が低下しないか。
配点合計（A点）		570点	**【570点×5人/5 ＝ 570点　最低基準点　342点】**	

審査基準 （条例規定項目）	加　点 （配点）	審査項目	審査の視点
市内貢献（B点）	A点× ●%	市内団体	・尼崎市内に本社や本店等の主たる事務所を有しているか（市内団体であるか）。（ア）10%
		準市内団体	・市内団体ではないが、尼崎市内に支店や営業所等を有し、現に人員を配置し、事業活動を行っているか（準市内団体であるか）。（イ）5%
		市内在住者雇用配慮	・事業実施に際し、市内在住者の雇用に配慮しているか。（ウ）5%
最終評価点（A点+B点）			

（４） 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

① 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合

② 応募に際して不正行為があった場合

③ 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合

④ 応募資格に反することが認められた場合

⑤ 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合

（５） 選定手法

選定基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の提案を行った法人等（各選定委員が採点した点数の平均点最上位のもの）を指定管理予定者に選定します。また、本市が必要と認める場合には、提案内容が適切であった順に補欠者を選定します。平均点に整数未満の端数がある場合、これを切り捨てます。評価点が上限点数の 60%以上であることを最低基準とします。

市内事業者（尼崎市内に本社又は本店の主たる事務所を有している事業者）については、企業に関する評価、技術提案等に関する評価及び見積金額に関する評価の合計（以下「合計」という。）に 10%の加算を行います。また準市内事業者（尼崎市内に支店又は営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者）および市内団体、準市内団体、市外団体に関わらず、事業実施に際し市内在住者の雇用を行う提案があれば、合計に 5%の加算を行います。算出した加算に整数未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。ただし、評価点が上限点数の 60%に満たない場合は、市内事業者、準市内事業者であっても加算は行わない。

（６） 選定結果の通知

選定結果については、すべての応募者に書面で通知するとともに、本市ホームページ等により指定管理予定者を公表します。（指定管理予定者以外は公表しない）なお、指定管理予定者選定後、指定管理予定者と協議を行い、万が一合意に至らなかった場合や指定管理予定者が辞退した場合は、審査順位が次順位の法人等が指定管理予定者に繰り上がります。

指定管理予定者は、市議会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、その旨を公告します。

６．協定の締結について

（１） 指定管理者として選定された法人等は、尼崎市と協議の上、基本協定（資料 1）および年度協定（資料 2）を締結するものとします。各協定に規定することとなる主な事項については、「ガイドライン」に掲げる例示を参照してください。

（２） また、基本協定については、指定の議決を経て市が指定管理者として指定したとき、手続を要することなく本協定として認められるものとし、それまでの間は仮基本協定として取り扱うものとします。

（３） なお、基本協定を締結する際に別途「暴力団排除に関する特約」（資料 4）を締結するものとします。

ア　協定の解釈に疑義が生じた場合

本市と指定管理者は、誠意をもって協議することとします。それでも協議が整わない場合には、協定にあらかじめ定めた具体的措置に従い解決します。

イ　基本協定書に基づく仕様書

基本協定書に基づく仕様書（案）は資料 3 のとおりです。なお、仕様書については、本市と指定管理者との協議により、指定管理期間開始前または期間中にその一部を変更することがあります。

（４） 業務の引継ぎ

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市議会の議決を経て指定管理者に指定され、基本協定を締結した日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、本件施設の管理に関する業務の引継ぎを尼崎市及び現指定管理者と行うものとします。なお、引継ぎに係る費用等は、新たな指定管理者に関する部分は、新たな指定管理者の負担とします。

（５） その他

① この募集要項に記載している内容について、資料の追加や修正がなされた場合、当該追加及び修正資料を優先することとなりますのでご留意ください。資料の追加や修正があった場合にはホームページにおいて周知を行いますので、公募期間中につきましては、定期的にホームページの掲載事項をご確認ください。

② 令和 7 年 3 月 31 日時点で継続して駐車している車両及び定期契約期間中の車両等の駐車を排除するなど、利用者が不利益を受けるようなことのないように配慮してください。

③　現状と図面等が異なる場合は、現状を優先します。したがって各図面等の使用によって発生した直接または間接的な損害について、本市は一切の責任を負いません。そのため可能な限り施設現地見学会において、現場を確認の上、応募してください。

7．担当

（連絡先等）

都市整備局 土木部 道路課

〒660-8501　尼崎市東七松町1丁目23番1号

電　話 06-6489-6480　FAX06-6488-8883

E-mail：ama-kotuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp

※Eメールについては本プロポーザル募集期間のみ有効